○国土交通省告示第四百三十一号

建 築 物 \mathcal{O} 工 ネ ル ギ 消 費 性 能 \mathcal{O} 向 上 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 平 成 + 八 年 玉 土 一交通 省 令 第 五. 号) 第

平成二十八年二月二十九日

十 二

条

第二

号

 \mathcal{O}

規

定

12

基

づ

き、

玉

土

交

通

大

臣

が

定

 \Diamond

る

者

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

定

 \otimes

る。

国土交通大臣 石井 啓一

れ 上 定 者 に 員 た は 建 関 講 築 t 習 す 物 \mathcal{O} 同 لح に る 条 \mathcal{O} 限 法 同 第 エ 等 律 ネ る 号 以 ル 平 上 ギ 1 を 成 \mathcal{O} か 修 内 5 消 + 容 費 了 = を 七 性 L ま 有 年 た で 能 者 法 す \mathcal{O} \mathcal{O} ると とす 律 向 1 第 ず 上 る。 五. 国 に れ 十三 土 関 か 一交通 す に 号) る 該 当 大 法 附 臣 す 律 則 が る 施 第 者 認 行 で \Diamond 規 条 る あ 則 第二 講 り、 第 十 二 習 号 か 建 条 に つ、 第 掲 築 げ 物 同 号 号 る \mathcal{O} 規 に 工 \mathcal{O} 定 ネ 規 国 定 土 \mathcal{O} ル ギ す 施 交 行] る 通 消 登 大 \mathcal{O} 費 録 臣 日 前 性 適 が 能 合 定 に 行 性 \mathcal{O} \Diamond わ る 向 判

附 則

行

0)

日

カン

5

施

行

す

る。

 \mathcal{O} 告 示 は 建 築 物 \mathcal{O} 工 ネ ル ギ 消費 性 能 \mathcal{O} 向 上 に 関 する法 律附 則 第 条 第二号に掲 げ る規 定 0) 施